

令和5年度（第4回）社会教育委員会議次第

日 時 令和5年12月14日（木）

13時30分から

場 所 ラディアソールミーティングルーム1

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 社会教育関係団体の補助金について 資料1

(2) 教育委員会表彰について（非公開） 資料2

(3) 生涯学習センターリニューアル基本設計について（非公開） 資料3

(4) その他

4 閉 会

## 社会教育関係団体の補助金について

### ◆社会教育関係団体とは

#### (社会教育法第10条 社会教育関係団体の定義)

法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

○「公の支配」に属しない団体とは、人事、内容および財政などについて公の機関から具体的に発言指導または干渉されることなく、みずからが事業を行う団体をいいます。

○社会教育に関する事業とは、技術の修得を高めたり、生活を充実させたり、地域を良くしたりするために行われる学習活動や文化、スポーツなどの事業です。また、日頃の活動の成果を地域に還元する機会を設けるなど、地域に開かれた運営がされている活動です。

#### (社会教育法第13条 審議会等への諮問)

国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、(中略)地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議に意見を聴いて行わなければならない。

### ◆町の補助団体に対する補助金の交付について

町では、補助金の効果的、効率的かつ適正な運用を図るため、事業の効果性、的確性、補助対象経費の明確化、補助金の適正化、終期の設定を視点とした交付基準が策定されています。

交付基準(二宮町補助金交付基準ガイドラインより抜粋)

#### (1)公益性

団体等の活動が次のいずれかに該当し、特定の団体等の特殊な嗜好、目的による活動ではなく、町民に広く受け入れられ、また広く町民の利益となり、かつ町の行政目的に適う開かれた活動であること。

- ① 地域コミュニティの育成(住民自治・まちづくりの推進)に資するもの
- ② 生活環境の安全・安心の確保に資するもの
- ③ 教育、文化、生涯学習及びスポーツの振興に資するもの
- ④ 青少年の健全な育成に資するもの
- ⑤ 産業、観光の振興に資するもの
- ⑥ 高齢者や障がい者など、福祉の向上に資するもの
- ⑦ 健康増進、疾病予防に資するもの
- ⑧ 環境保全、自然保護に資するもの
- ⑨ 防災、減災に資するもの
- ⑩ その他公益に資するもので町長が認めるもの

#### (2)有効性 団体等の活動の有効性について、次の要件を充足すること。

- ① 補助金を交付したことによる効果が認められる、又は効果が期待できる。
- ② 補助金を交付することが他の方法に比べ、町の行政目的を達成するにあたり最も有効である。

#### (3)必要性 補助金等を交付する必要性を計る上で、団体等が次の要件を充足すること。

- ① 自己資金又は会費の徴収により団体等の補助すべき活動を維持できなく、かつ、決算における繰越金(余剰金)が補助申請額の1/3未満であり、今後においてもその経済状況に変化が見込めない。
- ② 国、県その他民間団体等が補助すべきものではなく、町が補助することが適当である。
- ③ 現在の社会経済情勢や多くの町民のニーズに即しており、町の行政目的を達成するために必要である。

#### (4)適格性 補助金の趣旨、団体等の状況が次の要件を充足すること。

- ① 補助金が規則や要綱などで定めた要件を充足するものであること。
- ② 団体等の設立趣意及び活動内容が補助金の目的と合致すること。
- ③ 団体等の経理や補助金の使途が適切であり、財務状況、事業等執行体制及び事務処理体制に問題がないこと。
- ④ 団体等が、活動内容、予算、決算その他経理に関する書類を必要に応じて公開できること。(透明性の確保)
- ⑤ 将来において、団体等が補助金なしで自立して活動できるよう、補助金を活用して計画的に体制構築に努めていること。(自立への期待)

◆社会教育関係団体への補助

No	団体名	補助金名	補助金の目的・用途			令和5年度交付(予定)額	団体の主たる事業(令和5年度)	
			令和4年度決算					
			補助金額	団体収支決算				
	収入	支出						
1	PTA連絡協議会	二宮町PTA連絡協議会補助金	児童生徒の健全な育成を図るため、本町小中学校PTAの協議会である二宮町PTA連絡協議会が行う事業費の一部を補助する ○補助対象・PTA活動推進のために関係機関及び団体と連携した事業 ・各種研修会、交流会、講演会、大会等参加事業 ・その他PTA活動を推進するために必要な事業	100,000	250,715	208,367	100,000	○五校合同事業「こどもSOSのいえ」スタンプラリー ・日にち:11月11日(土)開催 ・内容: 児童・生徒で各小学校区内のこどもSOSの家を5件まわり、ゴールの東大跡地をめざす。 ・参加者数:112人
2	子ども会育成会連絡協議会	二宮町子ども会補助金	子ども会活動の活発化を図り、子どもの健全育成を推進するため、二宮町子ども会育成会連絡協議会に対して補助を行う。 ○補助対象・子ども会育成会連絡協議会の運営及び事業 ・単位子ども会の運営及び活動	571,820	1,200,797	628,050	710,000	○子育連本部の運営・会議の開催 ○単位子ども会に対する補助 ○地引網体験 ・日にち:令和5年11月26日(日) ・場所:袖が浦海岸 ・参加者数:137人
3		二宮町子ども野外研修補助金	子どもたちの健全育成を図り、併せて地域の子どもの交流の場を提供することを目的として開催される『野外研修』に要する運営を行う二宮町子ども会育成会連絡協議会に対し補助を行う。 平成30年度より自主運営の取組みを進めるため委託事業から補助事業とした。 ○補助対象…事業に係る運営経費(事前研修会含む) ※R2~R4は新型コロナウイルス感染症のため中止	0	-	-	779,600	○「二宮の6年生集まれ!思い出遠足」 ・日にち:令和5年8月27日(日) ・場所:足柄ふれあいの村 ・参加者数:43名 ・4年ぶりにデイキャンプ方式として開催 ・子ども会未加入の6年生も参加可能とした ・青少年指導員及びスポーツ推進委員との3団体連携事業として実施
4	青少年指導員連絡協議会	二宮町ジュニアリーダー養成研修会補助金	青少年の健全育成や地域の子どものリーダーを目指す人材を養成するための『二宮町ジュニアリーダー養成研修会』に要する運営を行う二宮町青少年指導員連絡協議会に対し補助を行う。 平成30年度より自主運営の取組みを進めるため委託事業から補助事業とした。 ○補助対象…事業に係る運営経費	176,331	176,331	176,331	210,000	○Vamos Live ・2月25日(日)音楽/ダンス ○野外炊事研修 ○青少年指導員連絡協議会(年5回) ○夜間パトロール(年2回) ○20歳のつどい等町事業への協力 ○子育連及びスポーツ推進委員と連携した3団体連携事業
5	民俗芸能保存会連絡協議会	二宮町伝統芸能等保存育成補助金	地域に伝わる伝統芸能を保存継承し、後継者を育成する団体である二宮町民俗芸能保存会連絡協議会に対し、団体の運営及び活動に対し補助を行う。 ○補助内訳…加盟団体活動資金300,000円(15団体×20,000円) 民俗芸能のつどい開催費用 40,000円	340,000	505,645	410,910	340,000	○加盟団体活動補助 ○民俗芸能のつどい ・日時:10月29日(日)10:00より ・場所:ラディアンホール ・出演:15団体 ・入場者:590人(一般302名、各団体288名)
6	スポーツ協会	二宮町スポーツ協会補助金	本町において町民のスポーツ振興及び体力の向上を図るため、スポーツ協会に対し補助を行う。 ○補助対象…二宮町スポーツ協会が上記の目的で行う事業費に必要な経費(協会が実施する研修・スポーツ振興に寄与するイベント経費・スポーツ団体育成経費等)	820,845	2,335,376	1,393,867	950,000	○加盟団体活動補助 ○理事会、評議員会 ○第8回スポーツフェスティバル ・日時:10月1日(日)9:30より ・場所:二宮小学校、テニスコート、武道館等 ・内容:体力測定、ミニゲーム、各団体の競技体験会、ニュースポーツ体験会、マルシェ ・来場者:786人 ○部活動の地域移行に関する研修会
7		二宮町市町村対抗駅伝継走大会補助金	神奈川県内各市町村相互の交流を図り、併せて県民のスポーツ水準の向上に資する目的として開催されるかながわ駅伝継走大会に要する運営を行う二宮町スポーツ協会に対し補助を行う。 補助対象…かながわ駅伝にかかる消耗品費、燃料費、バス借上料 ※令和4年度は、路面凍結のため競技実施不可能との判断で中止	125,767	125,767	125,767	201,000	○市町村対抗かながわ駅伝 ・日時:2月11日(日)9:00より ・場所:山北町(丹沢湖の周回レース)
8	一色小学校区元気なコミュニティ協議会	二宮町地域生涯学習振興事業補助金	地域の生涯学習の推進に資する活動を支援するため、その事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、地区の活性化や地域連帯の推進を図ることを目的とする。 ○補助対象…地域の団体が生涯学習活動を推進するための講座を実施するための費用 ※令和4年は一色小学校区元気なコミュニティ協議会が実施した24講座に対して補助を行った。	200,000	2,311,498	1,240,300	200,000	○令和5年度は15講座を実施予定

令和5年12月14日

社会教育委員の皆様

二宮町長 村田 邦子

二宮町教育委員会教育長 森 英夫

令和6年二宮町20歳のつどいの開催について(ご案内)

師走の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、成人の日を記念し、新たに20歳を迎えられる方を祝福するため、下記の通り20歳のつどいを開催いたします。

つきましては、公私共にご多用中とは存じますが、ご臨席賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

記

- ① 日 時 令和6年1月8日(月・祝)
- ・受付 10時30分～11時00分
  - ・式典 11時00分～11時30分
  - ・20歳のつどい実行委員会企画事業 11時35分～13時00分
- ②場 所 二宮町生涯学習センターラディアン ホール

【お問い合わせ先】

教育委員会教育部生涯学習課

生涯学習班 石坂

TEL:0463-72-6912 FAX:0463-72-6914

E-mail: radiant3@town.ninomiya.kanagawa.jp

## 令和5年度人権教育研修会実施要項

- テーマ インターネットと人権
  
- 目的 インターネットによる情報発信より起こりうる人権侵害などのトラブルに対し、何ができるかを学び、教育現場等で役立ててもらうことを目的とする。
  
- 日時 令和6年1月22日（月） 15時30分より17時15分まで  
※教員の人権教育担当者会に合わせて実施
  
- 場所 二宮町町民センター2A クラブ室（ラディアン休館日のため）
  
- 講師 塩田 真吾氏（静岡大学教育学部准教授 専門：情報モラル教育）
  
- 定員 25名程度
  
- 対象 町立小中学校5校の教員（人権教育担当者）  
社会教育関係者の方
  
- 内容 講義及びワークショップ